

総合区素案に関する住民説明会

《都島区》

■日 時：平成29年11月4日(土) 10:30～12:32

■場 所：都島区民センター

(司会)

大変長らくお待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから総合区素案に関する住民説明会を開催させていただきます。

最初に、本日の出席者をご紹介します。

都島区長の林田でございます。

続きまして、事務局をご紹介します。

副首都推進局長の手向でございます。

本日の制度説明を務めます副首都推進局制度調整担当部長の大下でございます。

私は、本日司会進行を務めさせていただきます副首都推進局戦略調整担当課長の水野と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、都島区長林田よりご挨拶を申し上げます。

(林田都島区長)

皆様、改めましておはようございます。ご紹介いただきました都島区長の林田でございます。

毎週末のように台風が近づいてまいりましたけれども、本日秋晴れのよい日でございます。運動、紅葉の秋でもございます。各地域でそれぞれスポーツや文化の行事を行っていただいていることに感謝を申し上げる次第でございます。そういった3連休の真ん中の土曜日に、お出ましくい中、多くの方、本日総合区素案に関する住民説明会にご参加いただきましてありがとうございます。

総合区素案につきましては、区民の皆様への行政サービスに直結する重要な課題でございます。今後の区のあり方にかかわる大切な事柄でございます。本日は副首都推進局長、部長が参りましてご説明をさせていただくということでの説明会でございます。行政用語など分かりにくい部分ございましたら遠慮なくご質問もいただきまして、ご理解を深めていただいたらというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

(司会)

続きまして、副首都推進局長の手向より説明会の開催趣旨を申し上げます。

(手向副首都推進局長)

説明会を担当させてもらっております副首都推進局長の手向でございます。きょうは土曜日の午前中という本当に集まりにくい時間帯にもかかわらず、このように多くの方

にご参加いただきまして本当にありがとうございます。

私から、まず開催に当たりまして今回の開催趣旨について簡単に説明させていただきたいと思います。

今、大阪府と大阪市では大都市制度改革に取り組んでいるところでございます。ちょうど去年の8月から約半年かけてこの大都市制度、総合区制度と特別区制度に関する意見募集・説明会ということで、吉村市長と松井知事が参加していただきまして、住民の皆様から直接ご意見を頂戴するということで、24区で説明会を開催させていただきました。その際に吉村市長の方から、なぜ今この大都市制度改革が必要なのかということにつきまして住民の皆様には直接説明させていただいたところです。

その制度改革がなぜ必要となっているかということにつきましては、後程説明の資料の中でも少し出てまいります。基本的に今の大阪の現状として、大阪の経済というのが全国でのシェアが低下してきている、大阪が低落傾向にあるという状況が一つございます。それから、人口が減少し、超高齢化社会が来る。東京、愛知、大阪の中で、大阪圏が人口減少に一番早く直面するのではないかと状況が見込まれております。当然そういうことになりますと収入の方も減ってまいりますので、より使い方をしっかりと精査し、効率的、効果的なお金の使い方というのが必要にもなってまいります。また、地方分権改革ということもこの間長い間言われてきておりますが、なかなか道州制であれ、あるいは国から地方の権限移譲であれ、なかなか進まないのが現状でございます。

こうした中で、この大阪を再生、成長させて、ひいては住民の皆様の豊かな生活を実現していくということで、今、大阪府・市ではこの大阪を副首都大阪にしていこう、東京一極集中を是正して東西二極の一極としてこの大阪を位置づけられるように取り組んでいこうという取り組みを進めております。そうした場合に、大都市制度というのはどういうものがふさわしいのかということで、今現在の大都市制度の課題でございます住民自治をどのように拡充していくのか。これは住民の皆様にとできるだけ近いところで身近なサービスについては決定していこうということでございます。それともう一つは二重行政の解消。これを、大阪府・大阪市間で共通するような二重行政のところを解消していくと。こういうことの課題を解消していくために制度改革をするということで、今の制度で可能な取り組みとして、きょうご説明する総合区制度と特別区制度と二つの制度が現行法上可能になっておりますので、この二つの制度を今検討を進めているところでございます。

きょうは、そのうち総合区素案の方が案として取りまとまってまいりましたので、こちらの方を直接こういう機会を設けていただきまして皆様に説明させていただきたいというふうに思っております。この場でこの制度についてご理解を深めていただければ大変ありがたいと思っております。

きょうの説明会は、これは大阪市が行政として開催するものでございます。この総合区素案自身、これから議会でもご議論いただいくこととなりますので、内容については必要に応じて追加修正されることもございます。今時点で案として確定し切ったというものではございません。

また、先程申しましたもう一方の制度である特別区につきましては、大阪府と大阪府で設置しております大都市制度協議会という場で現在議論が進められているという状況でございます。最終的にこの総合区制度と特別区制度のいずれを選択していくのかということ

につきましては、住民の皆様にご判断いただけますよう、私どもとしてはきょうの総合区素案と同様に特別区制度についても案をまとめていくこととしておりまして、こういう考え方のもとで議会でもご議論いただくこととなっております。

きょうは総合区の説明会ということで開催させていただいておりますが、今の時点で総合区と特別区どちらが優劣つけれるのかといった話でありますとか、どちらかをすぐにご選択していただきたいというようなことが趣旨の場ではございません。また、この説明会の趣旨から鑑みまして、素案やきょうの説明と関係のないご発言や政治的な主張といったことにつきましては、この説明会の場にはふさわしくございませんので、後程の質疑の時間の場でもご遠慮いただけたらと思っております。

きょうはできるだけ分かりやすく説明したいと思っております。きょう初めてこういう制度のことを聞かれるという方もおられると思いますので、丁寧に説明してまいりたいと思いますので、少し時間が長くわたりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

それでは、本日の説明会の進行につきまして、私から簡単にご説明させていただきます。まず、お手元にお配りさせていただきました「総合区素案に関する住民説明会資料」、こちらの資料に沿いまして事務局よりご説明いたします。その後、皆様より説明内容に対するご質問をお受けいたします。

なお、お手元にアンケート用紙を配付させていただいておりますが、説明会終了後、会場出口付近で回収いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速説明に移らせていただきます。副首都推進局制度調整担当部長の大下より説明申し上げます。

(大下副首都推進局制度調整担当部長)

総合区素案の説明を担当させていただきます副首都推進局の大下と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

お配りしておりますパンフレット「総合区素案に関する住民説明会資料」に沿いまして説明をさせていただきます。恐れ入ります、着席の上説明させていただきます。

まず、資料の表紙をごらんください。下の囲みのところに本資料の位置づけなどを記載しています。本資料は、大阪市における総合区の制度設計の考え方や具体的な制度案につきまして、行政としてまとめた総合区素案をもとに、本説明会の資料として作成したものでございます。この資料で説明する総合区素案につきましては、今後、議会等の議論を踏まえまして、必要に応じて追加・修正がされることとなります。また、総合区素案とは別に特別区についても、先程冒頭、手向局長の方からも申し上げました通り、現在、制度設計等の議論、検討が進められているところでございまして、最終的には総合区、特別区のいずれかの制度を選択するのか、住民の皆さんにご判断いただけるよう、両方の案を取りまとめていくこととしております。

それでは、資料をめくっていただきまして1ページから2ページの見開きになっておりますけれども、「総合区設置後のイメージ」のところをごらんください。見開き左側には現在の大阪市のイメージを、右側のページには総合区設置後の大阪市のイメージをお示し

しております。左側、現在の大阪市は、市長の下に局と24の区役所があることをあらわしております。局は、大阪市全体を見通した施策を、保健医療、福祉、教育などの部門ごとに担う組織であり、我々副首都推進局もその一つでございます。現在は保健医療施策を担う健康局や、社会福祉を担う福祉局など20以上の局が中之島の本庁などに設置されています。これに対しまして、区役所は、地域ごとの仕事を担う組織として、現在、24行政区ごとに設置され、住民の皆様の身近なところで市民協働や窓口サービスなどを担っています。見開きの右側のページでは、総合区設置後にそれがどう変わるのかをお示ししています。左側のページで24区役所となっていたところが、右側のページの中程では八つの総合区役所と24の地域自治区事務所になっています。今回の総合区素案では、政令指定都市である大阪市という枠組み自体は変更せずに、大阪市長のもとに、現在の行政区にかえて八つの総合区を設置します。さらに、一つの総合区には、区によって異なりますけれども、2から4の地域自治区事務所を設置します。

総合区設置によって主に何が変わるかについては、左側のページの上の局のところから右の中程へ向けた矢印をごらんください。住民の皆様に身近なサービスを局から八つの総合区へ仕事を移しますと記載していますが、右側の8総合区役所の下に記載している保育所の運営、設置認可や放置自転車対策などが、局から総合区に移す仕事になります。これらの仕事は、現在は大阪市全体の施策を担う局で行っておりますが、総合区設置後は、より身近な総合区役所において、総合区長の判断により行えることになります。一方で、左のページの24区役所が担っている仕事は、もともと住民の皆様に身近なものが多いため、そのまま右横へ矢印で、住民の皆様への直接サービスは、24の地域自治区事務所において引き続き実施しますとありますように、右側の24の地域自治区事務所の下に記載しています。住民票の写し等の交付をはじめとする窓口サービスなどは、現在の24区単位でそのまま行うこととなります。右側のページの右枠に、地域の実情に応じた施策の実現と記載しておりますけれども、住民の多様なニーズを把握し、住民ニーズを施策に反映させるための組織体制を整備し、施策を実行するために市長に意見を具申するなど、総合区長、総合区の設置によりこういったことをめざしてまいりたいというふうに考えております。

上にあります総合区設置後の市長の横の括弧の中をごらんいただきたいのですが、住民の皆様に身近な仕事については、その権限を総合区長に移管しますが、予算編成や条例提案などの仕事は今までどおり市長が市全体の視点から行います。

総合区設置によって何が変わるのか大まかなイメージについて申し上げましたが、詳しくはその後それぞれ項目ごとに説明いたします。

3 ページをお開きください。

目次でございますが、本日は、総合区素案の内容といたしまして1から12の項目について、あと最後に総合区の概要について説明いたします。なお、一番下の枠囲みに記載のように、この資料で示しておりますコスト、組織、予算などの数値につきましては、今後の精査により変動する可能性があります。また、総合区役所の位置、名称につきましては、議会での議論を踏まえまして取りまとめる予定となっております。

4 ページでございます。

「1 副首都・大阪の確立に向けた取組み」のところでございますけれども、大阪市では現在、大阪が抱える課題を解決し、持てるポテンシャルを発揮するため、副首都・大阪

の確立に向けた取り組みを進めておりますが、それを制度面から支えるものとして、総合区などの制度改革が必要と考えております。その考え方を示したものがこのページになります。上段の「大都市・大阪が抱える課題」から説明いたします。東京一極集中が進む中、大阪の長期低落傾向は続いており、大阪府と大阪市において一本化した成長戦略により、経済面では明るい兆しが見えるものの、一極集中に歯どめをかけるに至っていないこと、また、地方分権改革は道半ばであることなどを示しています。こうした課題の克服に向け、中程の記載のところでございますが、日本における副首都の必要性和大阪のポテンシャルについて、東京一極集中の是正は日本全体の課題であり、日本の成長、国土の強靱化、地方分権の観点から、東西二極の一極となる副首都の実現が必要であること、また、世界の都市間競争を闘える競争力と豊かな個性を持つ大阪が、副首都をめざした取り組みを通じ日本の成長を牽引するとともに、豊かな住民生活の実現をめざします。このことにより、矢印の下のところですが、東西二極の一極となる副首都・大阪の確立に向け、そのポテンシャルを発揮し、他の大都市に先行するトップランナーへ、また東京を頂点とする国土構造、社会構造などからの転換を先導し、日本の未来を支え、牽引する成長エンジンの役割を果たします。そして、一番下の記載ですが、これらの実現に向けては、都市機能の充実と、それを支える制度が必要であることをお示ししております。

次の5ページ、「2 副首都・大阪にふさわしい大都市制度改革」のところでございますが、ここに示しておりますように広域機能の強化と基礎自治機能の充実の取り組みを制度面から推進するため、副首都にふさわしい大都市制度が必要と考えており、現行法制度のもとで実現可能な総合区と特別区について、それぞれの制度案を作成することとしています。

なお、広域機能、基礎自治機能について簡単にご説明します。一般的な都道府県と市町村の関係で申し上げますと、広域が県、基礎自治が市町村という役割分担になりますが、大阪市は政令指定都市でございますので、市としての基礎自治機能を持ちながら、広域機能の一部も担っているのが現状でございます。よって、その下の表、「現在の制度（行政区）」のところでございますけれども、広域機能の欄に記載の通り、広域に関することは副首都推進本部会議において、大阪府と大阪市が協議・調整を行っています。こういった都市機能の整備を強力に進められる広域機能の強化と、地域ニーズに沿った身近なサービスを提供できる基礎自治機能の充実の取り組みを制度面から推進するものとして、一番下の表に記載しております通り、指定都市制度における総合区制度と特別区制度、二つの制度の検討を進めています。表のうち基礎自治機能について、一番下の表の左側でございますけれども、指定都市制度における総合区制度では、政令指定都市である大阪市が存続し、市長、市会のもと行政を展開します。その中で、総合区長の権限を拡充し、議会の同意を得た総合区長が住民に身近な行政を行う一方、予算編成や条例提案など市全体に関することは市長が引き続きマネジメントしていきます。一方、表の右側の特別区制度では、大阪市を廃止しまして新たに基礎自治体として設置される特別区において、選挙で選ばれた区長や区議会のもとで行政を展開し、区長は予算編成や条例提案などを通じまして区政をマネジメントします。また、その下の広域機能につきましては、総合区制度では、先程説明いたしました現在の制度と同様で、市長と知事が都道府県調整会議におきまして協議・調整し方針を決定すること、一方、特別区制度では大阪府に一元化し、大阪府知事が方針を

決定することを示しております。

次、6 ページをごらんください。

「3 大阪市における総合区制度」についてでございますが、まず、総合区設置により大阪市がめざすものとして、住民自治の拡充と二重行政の解消を掲げております。その下、左側の「住民自治の拡充」の欄ですが、住民に身近なサービスを区役所で提供、地域のことは地域でできるだけ決定するなど住民自治の拡充を実現するため、局から総合区へ事務を移管するなど、総合区長の権限を拡充します。また、総合区役所で働く職員の任免に関する権限や予算編成に関して、総合区長が直接市長に意見を述べられる予算意見具申権などの権限を最大限発揮できる仕組みですとか、総合区政会議、地域協議会の設置など、住民意見を反映するための仕組みを構築していくこととしております。また、右側の「二重行政の解消」のところでございますけれども、副首都にふさわしい都市機能の強化と二重行政の解消の実現のため、市長は市全体の観点からの政策経営や重要な課題に集中して取り組み、大阪府・市の連携や広域機能に係る施策の一元化に向けて、指定都市都道府県調整会議において協議・調整を行ってまいります。

次に、総合区の仕事と区数についてでございますけれども、中之島本庁舎などの局と総合区の役割分担を明確化した上で、住民の皆様にも身近なサービスの提供と行政の効率性のバランスを考慮して制度を設計しています。まず、左下の総合区の仕事につきましては、一般市が実施する事務をベースに、住民生活と密接にかかわる仕事を担います。また、その右の総合区の区数につきましては、地域の実情に応じたきめ細かい行政サービスを効果的、効率的に提供するためには、一定規模の人口が必要であることと、サービスに必要な組織体制と財源を区に調えるとともに、体制整備に必要なコストを抑制することを基本の考え方としております。これらを踏まえまして、下段に記載のように、将来推計人口ベースで約30万人程度の8区で合区することとしています。なお、後程説明いたしますが、現在の24区単位で地域自治区事務所を設置しますので、窓口サービスはこれまでどおり継続して実施することとしています。

7 ページをお開きください。

「4 総合区の区割り、総合区役所の位置、区の名称」について説明いたします。区割りににつきましては、ページの上段に記載の通り、①から⑤の具体的な視点に基づき策定いたしました。まず①として、先程も申し上げましたが、各総合区における将来人口、平成47年でございますが、これを30万人程度とし、各総合区間の人口格差は最大2倍以内とする、次に②として、地域コミュニティを考慮し、過去の分区、合区の歴史的経緯を踏まえること、③住民の皆様の円滑な移動が確保できるよう、鉄道網の接続や商業集積を考慮すること、④工営所や公園事務所などの既存の事業所をできる限り活用すること、⑤防災上の視点についても考慮すること、以上の五つの視点に基づいて策定したものでございます。その下の地図では、区割りと総合区役所の位置を示しております。

なお、この資料で示しております区名でございますけれども、第一区から第八区は仮称でございます。北に位置する区から順番に番号をつけたものとしております。本日ご説明に伺っております都島区につきましては、北区と旭区を合区する区割りとなっており、仮の名称として第二区ということにしております。

8 ページをごらんください。

総合区役所の位置につきましては、その選定に際しまして考慮すべき条件として次の3点を挙げております。1点目は住民の皆さんからの近接性。これは庁舎までの距離でございます。次に交通の利便性。これは現区役所間の移動による所要時間でございます。それから地域における中心性。これは現在の区間での移動人数を見ております。これらの条件に照らしまして、現在の区役所庁舎をそれぞれ点数化して評価を行っております。この点数の多い区役所庁舎を優先としつつ、それぞれの庁舎面積が新体制で必要となる面積を満たすかどうかの充足状況、あるいは近隣の市有施設の状況などを勘案し、総合区庁舎を選定しています。その結果として、ページの中程の選定庁舎の表にございますように、第一区ですと淀川区役所、第二区は北区役所、第三区、福島区役所、第四区、城東区役所、あと第八区、平野区役所まで、それぞれの総合区役所の庁舎としております。なお、表の下欄外に米印で記載しておりますけれども、今後の施設利用計画や組織体制の確定に伴い、総合区役所の位置は変更する可能性があります。

なお、繰り返しの説明で恐縮でございますけれども、現在、各区役所で行っている窓口サービスなどについては、現在の24区単位に設置する地域自治区事務所において継続して実施していきますので、住民の皆さんの利便性についてはこれまでどおり維持してまいります。

その下の区の名称でございますけれども、方位、地勢等を考慮し、親しみやすさ、分かりやすさ、簡潔さを基本の考え方とし、総合区設置決定後、設置する日までの間に、住民の皆様のご意見などを踏まえて条例で定めることとしております。

なお、今回の総合区の区割りは合区を伴いますことから、現在の区名が変わる区もございます。これにより、住居表示が変更される可能性もありますが、その際は住民の皆様への影響を最小限とするよう、関係機関と調整を図ってまいります。

次に、9ページ及び10ページの「5 局と総合区・地域自治区の主な仕事」についてのところを説明いたします。

9ページの上段に局と総合区・地域自治区で実施する主な仕事の内容について示しております。現在の大阪市の仕事は、中之島本庁舎などで局が実施する仕事と、区役所が実施する仕事に分けられます。総合区が設置されますと、現在の区役所の仕事に加え、局から総合区へ移した皆さんへの身近なサービスを実施する仕事を行うこととなります。なお、予算編成や条例提案等の仕事は今までどおり市長が全体の視点から行います。これらの内容について示したものが9ページの下図になります。図の左側には現在の大阪市における局と区役所の仕事の役割分担を記載しており、現在の大阪市の仕事は、白抜きの文字で示していますように中之島本庁舎など局で実施する仕事と、24行政区の区役所で実施する仕事に分けられています。これに対しまして図の右側には白抜きの文字で総合区設置後の大阪市の仕事の役割分担として、局で実施する仕事と、八つの総合区で実施する仕事に分けてお示ししております。さらに総合区の仕事については、8総合区で実施する仕事と、現在の24区単位に設置される地域自治区事務所で実施する仕事に分けて示しています。

もう一度図の左側をごらんください。局が実施する仕事について、二つの枠囲み、上段の方でございますけれども、市全体の観点で実施する主な仕事として、条例の提案や規則の制定、予算編成などを示しています。これらの仕事については、矢印の先、図の右側に記載の通り、引き続き市役所の本庁舎などで各局が実施することとしています。また、左

側の二つ目の枠囲みには、現在局が実施しております市立保育所の運営など六つの仕事の例示をしておりますけれども、総合区設置後にはこれらの仕事は八つの総合区へ移しますので、矢印の先、図の右側、8 総合区で実施する仕事の局から移管された仕事の枠囲みの中に示しております。恐れ入ります、再び図の左側の下段の方をごらんください。現在の24行政区で実施している仕事については、一番下の枠囲み、住民の皆さんへの直接サービスとして、児童手当の申請受理や支給決定、国民健康保険等の諸手続などの窓口関係の仕事と、その上の枠囲み、これらの窓口サービスに係る調整や支援として、地域防犯対策や地域振興、地域活動支援といった市民協働関係の仕事がございます。現在の24行政区が実施しているこれらの仕事のうち、窓口事務である住民の皆様への直接サービスや、地域防犯、地域活動支援といった市民協働関係の仕事については、住民の皆様にも最も身近なところで実施すべき仕事として、矢印の先、図の右側の一番下に記載の通り、24地域自治区で実施としており、これまでどおり実施することとしています。また、児童手当の現況届の送付受理といった仕事につきましては、総合区としての政策企画の仕事や、局から移管された仕事にあわせて、8 総合区で実施することとしています。

10ページをごらんください。

総合区の主な仕事と期待される効果について表にしてまとめております。こども・子育て支援、福祉、まちづくり・都市基盤整備、住民生活の四つの分野において、総合区の主な仕事と期待される効果につきまして表にまとめております。住民の皆様にも身近な施策の充実に向けて、総合区長の裁量により、総合区の予算や職員を重点配分することで、これまで以上に地域の実情やニーズに応じた行政サービスを提供してまいります。その下の表をごらんください。縦の欄には四つの分野を、横の欄には主な総合区の仕事と期待される効果を示しています。

こども・子育て支援については、市立保育所の運営や民間保育所の設置認可、さらに市立小学校で実施している児童いきいき放課後事業を総合区の仕事とすることにより、表の右側の期待される効果の欄に記載しています通り、待機児童の解消に向けて、総合区役所が中心となって、より地域の特性や実情に合わせた施策の実施が可能になるのではないかということを示しております。

なお、表の中の総合区の仕事の欄におきまして、白抜きの点線囲みにある保育所の入所決定や保育料の徴収等、これらにつきましては現在既に区役所で実施されている仕事を総合区でも引き続き実施することを示しています。

次に、福祉については、老人福祉センターの運営や生活保護における就労支援を総合区の仕事とすることにより、表の右側の期待される効果の欄に示すように、例えば老人福祉センターの運営では、指定管理者の公募に当たり、募集条件に地域における身近な福祉施設として、地域の皆さんのニーズを反映することで、施設の利便性の向上が期待できるのではないかということを示しています。さらにその下のまちづくり・都市基盤整備については、幹線道路や大規模公園を除く道路・公園の維持管理や放置自転車対策などを総合区の仕事とすることにより、道路の日常管理や、公園利用の支障となっている遊具の使用禁止や樹木剪定など、より迅速かつきめ細かい対応が可能になるのではないかということを示しています。

次に、一番下の住民生活では、スポーツセンターやプールの運営を総合区の仕事とする

ことにより、指定管理者の公募に当たり地域における身近な市民利用施設として、地域のニーズを反映することで施設の利便性の向上が期待できるのではないかと示しています。

11ページをお開きください。

「6 期待される効果」として、局から総合区へ移される主な仕事について、総合区が設置された時にどのような効果が期待できるのかを、多少これまでの説明と重なるところもございますが、イメージ図を用いて具体的に示しております。ページの上段には現在の状況を、下段には総合区を設置した後のイメージを示しております。イメージ①では、保育所の設置認可について示しています。まず、上の図の方でございますけれども、現在、保育所の設置認可の大まかな事務の流れといたしましては、保育所の数など①整備計画を策定し、次に保育所の開設場所など地域の決定のための②地域調整を行い、そして③事業者の決定の後、開園となります。こうした流れの中で、現在区役所では②の地域調整を担っておりますが、総合区設置後には下の図に記載の通り、市役所で実施していた①の整備計画の策定や③の事業者の募集決定も含めまして、一貫して総合区役所で実施できるようになります。これにより、総合区長の判断のもと、地域の実情やニーズを踏まえた保育所などの設置時期や定員などの条件について、募集条件を設定することが可能となり、これまで以上に地域の実情や特性を踏まえた待機児童対策が期待できるのではないかと示しています。

なお、総合区のイメージ図の右上に記載しておりますけれども、予算の編成や条例の提案などの市全体の観点で実施する仕事につきましては、市長の権限として残ることになります。

次の12ページをごらんください。

イメージの②のところですが、道路・公園の維持管理について示しております。上の図の方ですが、現在、住民の皆さんから道路や公園の維持管理に関する相談や要望があった場合、補修や樹木の剪定といった実際の対応を行うのは工営所や公園事務所でございますけれども、これら工営所や公園事務所を所管しているのは局であるため、区役所で皆さんからの相談や要望をいただいた場合でも、別の組織である局との調整が必要になります。総合区設置後には、下の図に記載のように幹線道路や大規模公園を除く住民の皆様が身近な生活道路や小規模公園について、現在、局が実施している維持管理の仕事を工営所や公園事務所の所管とともに総合区へ移すこととしています。これにより、住民の皆さんからの要望に対しまして、総合区がワンストップで総合的に判断し、これまで以上に地域の実情やニーズを踏まえながら、きめ細かく、かつ迅速に対応できるのではないかと示しております。

13ページをお開きください。

イメージ③では放置自転車対策について示しております。上の図の方ですが、現在、放置自転車対策につきましては、放置自転車をもっと撤去してほしいなどといった住民の皆さんからの要望に対しまして、実際に対応するのは先程の道路の維持管理と同じく工営所でございますけれども、工営所の所管は局でございますため、区役所で要望を受け付けても、別の組織である局との調整が必要となります。総合区設置後には、下の図に記載のように、総合区の区域内の放置自転車の撤去や運搬などの仕事を工営所とともに総合

区に移すこととしています。これにより、住民の皆さんからの要望に対しまして、総合区長のマネジメントのもと、総合区役所がワンストップで総合的に判断できるようになることから、例えば地域の実情やニーズを踏まえながら、放置自転車を撤去する回数や撤去する時間帯の見直しなどを総合区長が判断し、これまで以上に、よりきめ細かく対応できるのではないかといった効果を示しています。

次の14ページでございますけれども、イメージ④では、スポーツセンターやプールなどの市民利用施設等の運営についてお示ししております。上の図の方でございますけれども、現在、住民の皆さんから、例えば体育館の利用時間を長くしてほしいなどの要望に対しましては、担当局において全市的な観点で24区にある体育館施設を一まとめにした上で、その対応方針や方法について優先順位を決定し、対応しております。総合区設置後には、下の図に記載のように、これらの市民利用施設等に関する相談の受け付けから対応までの仕事を総合区が担うこととしております。これにより、総合区長のマネジメントのもと、これまで以上に、より地域や利用者のニーズに応じた施設利用サービスを提供できるのではないかといった効果を示しています。

15ページをお開きください。

イメージ⑤のところでは、住民の皆さんに身近な施策の充実についてお示ししています。上の図の方ですが、現在、例えば老人福祉センターの講座メニューを充実してほしい、施設の利用時間を延長してほしい、こういった住民の皆さんに身近なサービスの充実についての要望などを区役所がお聞きしましても、区役所がみずからの判断で決定することができないため、区役所が関係局へ要望や調整を行いまして、その事業を担当する局が事業の内容を決定しております。また、区役所では事業を実施するための予算や職員体制に限りがあることで、皆さんの要望にも十分対応できない場合があるかと思います。総合区設置後には、下の図に記載のように、住民の皆様に身近な取り組みを実施する権限を総合区へ移すことで、総合区において地域の実情やニーズを踏まえ、必要なサービスを総合的に調整・検討し、総合区長が判断することができるようになります。これにより、総合区がその予算や職員の範囲内で裁量を発揮し、住民の皆様のニーズが高いと判断される事業に重点的に配分するなどして、これまで以上に地域の実情やニーズに応じた行政サービスを提供できるのではないかといった効果を示しています。

16ページをごらんください。

「7 総合区政会議、地域自治区・地域協議会」について説明いたします。総合区素案では、現在の24区を8区へ合区するとしておりますけれども、一方で住民の皆様にはこれまで育んできた今の地域コミュニティが壊れるのではなどの合区に対する不安感があることを踏まえまして、その対応について記載しております。具体的には、総合区域内の施策などにご意見をいただき、区政運営に反映させるため、総合区政会議を設置いたします。また、地域コミュニティを維持し、意見を市政・区政に反映させるため、地域自治区・地域協議会を設置します。中段の枠囲みには総合区政会議の内容を示しております。総合区政会議は、区域内の施策及び事業について、立案段階より住民の方が意見を述べ、総合区長が区政に反映する仕組みとして、現在の区政会議の総合区版として条例により設置します。また、地域自治区の事務所では、現在の24区役所で提供する窓口サービスを継続して実施します。さらに地域協議会は、地域自治区の事務などについて市長や総合区長から諮

問を受け、あるいは建議によりみずから意見を述べることができ、これに対して市長や総合区長は必要に応じて適切な措置をすることとされています。右側にはこれらのイメージを図にしております。

17ページをお開きください。

「8 総合区の組織体制」について説明いたします。17ページの上段のところで示しておりますように、総合区の組織体制においては、地域の実情に応じたきめ細かい行政サービスを総合区で提供するための組織体制の構築と、総合区長の組織マネジメント力の強化、こうした考え方のもと、主に三つの体制整備を行うこととしております。一つ目は、特別職の総合区長をサポートするため、局長級の副区長を設置します。これは、総合区長はこれまでの区長と違い副市長と同じ特別職となることから、副区長を局長級として設置することで、より強力な権限で総合区長を直接的にサポートできるようにという趣旨でございます。二つ目は、総合区の施策・企画機能の強化のため、部長級による部制の導入です。先程の説明にもありましたように、総合区では、こども・子育て支援、まちづくり、住民生活といった分野で、より大きな権限に基づいて、よりきめ細かな行政サービスを住民の皆様提供するという役割が期待されています。そこで、これまでの区役所の課という単位ではなく、より大きな部という単位で、各部長のもと、それぞれの分野における政策・企画機能を強化いたしまして、総合区に期待される役割を実現していくというのがその趣旨でございます。三つ目は、総合区の組織として地域自治区事務所の体制整備ということでございます。

続いて、ページの下段には、こうした体制整備を踏まえた総合区役所と地域自治区事務所の組織体制のイメージをお示ししています。総合区役所は八つの総合区ごとに現在の区役所庁舎を活用して設置いたします。また、地域自治区事務所につきましても、現在の24区役所庁舎を活用して設置することとしており、すなわち24の地域自治区事務所のうち八つの地域自治区事務所は現在の区役所庁舎に設置する総合区役所の中に置くこととしております。総合区役所と地域自治区事務所の役割でございますけれども、八つの総合区では、総合区全体の施策を推進するとともに、各総合区に設置された地域自治区事務所を統括する役割を担います。そのための組織として、イメージでお示ししていますように、総合区長のもと、局長級の副区長を設置し、さらに総務企画部、区民部、こども・保健福祉部を設置しています。一方、地域自治区事務所では、現在の24区役所での窓口サービスを継続して提供することのほか、地域コミュニティを維持し、住民の方の多様な意見を市政・区政に反映する役割を担います。そのための組織体制として、地域自治区事務所には、地域活動支援部門、窓口サービス部門、保健福祉センターを設置いたします。

なお、この組織体制はあくまでイメージでございまして、総合区設置後は総合区長の権限によって総合区内の組織のあり方や職員配置を決定できる旨を記載しております。

18ページをごらんください。

上段の「職員配置（イメージ）」のところでございます。仕事を局から総合区に移すのに伴い、職員も総合区の方へ移ることになります。概ねどれぐらいの職員が移管されるのかを大枠のイメージとしてお示ししております。一番左の現在、平成28年度と記載された棒グラフのところですが、平成28年度現在、局で1万1,600人、24区役所で4,800人という職員構成だったものが、その隣の総合区設置後の棒グラフでは、局で9,400人、24区役所

で7,000人という構成に変化しています。すなわち局から総合区におおよそ2,200人の職員が移管されることになります。また、右の表では局から区へ移管する職員2,200人の内訳として、移管される組織、事務の内容と移管人員をお示ししています。現在、局の所管である工営所、公園事務所、保育所は事業所ごと総合区へ移管されます。これらの事業所を除きますと、事務の移管に伴いまして230人の職員が局から総合区へ移管されることとなります。このように、大阪市トータルの職員数を増やすことなく、概ね今の職員数の範囲内で組織体制が整備できる見込みとなっております。

ページの下半分の（参考）のところ、表の左側の上段でございますけれども、①総合区の欄のところでは、総合区と、総合区役所の中に設置される八つの地域自治区事務所の職員数を部門ごとに整理して、主な事務の内容とともに記載したものでございます。例えば、総務企画部に置かれる総務部門と企画部門では、総合区政会議や総合区の政策・企画、地域まちづくり等の事務を担い、1区当たりの平均では74人の職員配置を見込んでおります。また、表の左側の下段、②地域自治区事務所は、総合区役所の中とは別に設置される16カ所の地域自治区事務所の職員数と、その主な事務の内容を同様にお示ししております。

次、19ページをお開きください。

「9 総合区の予算の仕組み」について説明いたします。地域の実情に応じた特色ある行政サービスを充実させるための総合区の予算の仕組みを構築すること、総合区長が市長と施策方針を共有できる仕組みを構築することといった基本的な考え方のもと、総合区長が財務マネジメントを発揮できる仕組みとしてまいります。総合区長の自律性の強化の観点からは、総合区長が直接マネジメントできる財源の充実と、予算意見具申権の具体化を図ることとしています。また、総合区予算が見える化することにより、拡大する総合区予算についての説明責任を果たすこととしています。

より具体的に説明いたしますと、まず「①総合区長が直接マネジメントできる財源の充実」のところでございますけれども、先に20ページの上の方のイメージ図をごらんください。この図は、総合区長が直接マネジメントできる財源の充実のイメージを平成28年度当初予算の金額で試算したものでございますが、現在の24区で区長が関与できる予算には、直接マネジメントできる区予算約82億円に加え、各局で予算計上し、市長がシティマネジャー、CMと呼んでおりますけれども——として間接的に関与できる区CM予算が約159億円あります。総合区設置後は、総合区長が直接マネジメントできる総合区予算が約226億円に増え、また、局から区に予算を配り、総合区長のマネジメントで執行する総合区執行予算についても約58億円を見込んでいます。19ページに戻っていただきまして先程の①のところでございますけれども、このように総合区長が直接マネジメントできる財源が充実され、これまで以上に選択と集中による事業の再構築が可能になると考えています。また、インセンティブ制度を活用して確保した歳入につきましては、総合区の財源として活用するなど、総合区長のマネジメントのもと、施策分野の枠を超えた事業の展開により、地域の実情や住民ニーズに応じたきめ細かで特色あるサービスの実現が期待されます。

20ページ中程の「②総合区長の予算意見具申権の充実」のところをごらんください。現状では、法制度上、区の予算について区長が市長に直接意見を言える仕組みにはなっておりませんが、総合区制度では、予算意見具申権として、総合区長が予算に関して市長に意見を述べる権限が法律で新たに位置づけられております。市長が市全体の視点から予算編

成を行う中で、住民ニーズを市政・区政に的確に反映するため、総合区長の予算意見具申権について具体化を図るものであり、総合区長が市長・副市長と意見交換する仕組みの整備や、住民に密接にかかわる各局所管の事務も意見具申の対象とすることをお示ししています。具体的には、予算編成に先立つ方針策定プロセスから総合区長が参画できるよう、住民ニーズをもとに、市長・副市長と幅広く意見交換する場、これ仮称でございますけどサマーレビューを設定することをはじめ、戦略会議など方針策定の場合も総合区長が直接参画するようにしていきたいというふうに考えております。さらに、予算編成段階においても直接説明する場などを設定することとしております。

下段の「③の予算の「見える化」をさらに充実」のところでは、個々の総合区の予算の姿が分かり、他の区との比較も可能となるよう、予算書の構成や説明資料の工夫などを重ね、予算書の一層の見える化を推進していくこととしております。こうした取り組みを通じまして、地域の皆様の理解と関心が高まり、より一層声が届きやすい市政・区政の実現につながると考えています。

21ページをお開きください。

「10 総合区の財産管理」について説明いたします。財産管理につきましては、住民の皆様にも身近な財産管理の権限を総合区長に移管いたします。なお、財産に関する権限のうち、取得と処分に係る権限は市長に残ることになります。総合区長が管理する主な施設の表の方をごらんください。現在、財産に係る財産管理につきましては、表の左側に縦書きで、局長が管理、現区長の区分の記載がありますように、表の点線から上の部分が局長、下の部分が現区長の管理する施設を例示しております。現在は、区内の多くの施設を各局長が管理しておりますけれども、総合区設置後は、表の右端に矢印で記載の通り、住民の身近な施設を総合区長が管理することとなります。表では、総合区長が管理することとなる子ども、福祉をはじめとする各分野の主な施設について、濃いグレーの網かけでお示ししております。表の下の方をごらんください。住民の皆様にも身近な施設を総合区長が管理していくことにより、市民利用施設の相互利用・連携など柔軟な対応や、迅速かつ地域の要望を考慮した施設の修繕、また市有地を活用した地域の実情に合わせたまちづくりなどが可能になるのではないかと考えております。

その下は、施設の相互利用・連携などの柔軟な対応を行っていく施設管理のイメージを参考事例として記載しております。

次に、同じく21ページの下段のところ、「11 総合区設置に伴うコスト」について説明いたします。コストにつきましては、本素案策定時点の前提条件に基づきまして、総合区設置に伴い発生する一時的な経費であるイニシャルコストが約62.7億円、設置後に増加する経常的な経費であるランニングコストが約9,000万円と試算しております。具体的には、各総合区役所庁舎における執務室の改修経費ですとか、事務移管に伴い発生する市が保有する各種システムの改修経費、その他、区名変更に伴う街区標示板の取りかえ経費などでございます。

22ページをごらんください。

「12 総合区設置の日」について説明いたします。総合区設置の日につきましては、住民サービスに支障が出ないこと、十分な周知と関係機関との調整期間を確保すること、各種システムや庁舎の改修をはじめ事務執行体制の構築が整った後であること、これらを前

提として検討し、総合区設置決定から約2年後をめどといたします。その下の表につきましては、参考資料といたしまして、大阪市と人口100万人以上の他の政令指定都市との区人口などを比較したものと、市内各行政区の人口・面積を表にしたものでございます。

次の23ページからでございますけれども、八つの総合区ごとの人口・面積、市民利用施設といった概要や、産業等の特徴をそれぞれお示ししております。本日伺いしております都島区でございますけれども、24ページの方をごらんください。第二区の概要ということでまとめております。例えば人口・面積の表のところを見ていただきますと、平成27年度の人口は約32万人であり、平成47年の将来推計人口では約29万7,000人と見込んでおります。また、右横の囲みのところに区の特徴として三つ程記載しておりますけれども、読み上げさせていただきますと、西日本最大の地下街、大川・中之島エリアにある歴史的建造物、美術館などの文化集客施設、毛馬桜之宮公園、城北公園・菖蒲園を有し、都市基盤が充実するビジネス・商業エリアであることや、西日本最大の利用者数を誇る大阪・梅田ターミナル周辺では、大阪駅北側の「うめきた」をはじめとした民間開発の大型プロジェクトが進められており、「みどり」と「イノベーション」の融合拠点をめざす「うめきた2期区域」のまちづくり、（仮称）大阪新美術館建設等による中之島エリアの文化芸術拠点など、また、なにわ筋線の新駅開発による鉄道ネットワークの充実等が計画されているといったことが挙げられています。

総合区素案につきましての私からの説明は以上でございます。

（司会）

以上で説明は終了いたしました。

これよりお時間の許す限り皆様からご質問をお受けしたいと思います。冒頭お願いいたしました、ご質問等に関しては、総合区制度や素案と関係のないものや、政治的な主張といった開催趣旨にそぐわないご発言につきましてはご遠慮いただきますようお願いいたします。もしそういった趣旨のご発言とこちらが判断した場合は、まことに失礼ではございますが、その時点で打ち切らせていただく場合もございますので、ご容赦願います。

それでは、ただいまの説明に対するご質問をお受けしたいと存じますが、ご質問がございましたら、その場で手を挙げていただきましたら、私の方で指名をさせていただきます。お座席まで担当がマイクをお持ちいたしますので、インターネット等でお聞きの方もおられますので、必ずマイクを通してご発言ください。できるだけ多くの方のご質問をお受けしたいと思いますので、質問は発言機会1回につき一つとし、簡潔にご発言くださいますようお願いいたします。また、司会者からの依頼がございましたらマイクをお返しいただきますようご協力をお願いいたします。また、司会者の指名を受けていない方のご発言、あるいはヤジや拍手など進行上支障となる行為、ほかの参加者への迷惑となる行為はご遠慮くださるようお願いいたします。

それでは、ご質問のある方、挙手をお願いいたします。

じゃ、真ん中の列の、はい、チェックの服の方。

（市民）

すみません。今まで24区に対して広報紙というもので、市民の、区民の方とかにイベン

トであったり行事であったりというのをお知らせしていたと思うんですね。そうすると、8区になると、例えば神戸市であったり堺市みたいに二、三ページになって内容が薄くなってしまうんじゃないかと。ほんで、大阪市のことばかりしか載っていない。区のことについてはどうなのかということが、内容が薄れてしまうという懸念が予想されると思うんです。そうなった場合、8区になった場合はフィフティ・フィフティという形でちゃんと掲載されるのか、区民にちゃんと伝わるようなツールの手法として内容が薄れないような状態、今までの24区の体制のような状態でより多く充実されるのか、あるいはどういうふうにツールとして伝えていくのかというのは、今後検討されているのかどうかというのは、ちょっとお聞きしたいんですけども。

(司会)

ありがとうございます。

(事務局)

広報紙がどうなるのかということのご質問だと思いますけども、多分、今、24区役所によって、それぞれ広報紙、特色あるものを発行されていると思います。特に、都島区なんかは24区の中でもすばらしい広報紙をつくられているということでお聞きをしております。これが一つの総合区になるということでございますので、区として、一つ、一体的な総合区にしていくのか、あるいは都島区役所の区の広報紙はよくできているから、ほかの北区とか旭区についても同じような形で、北区の総合紙としてこんな形にしていこうかというふうなところは、これは総合区長が住民の皆さんの意見もありますでしょうし、そういったところも聞きながら判断して、決定していかれることになるというふうに考えております。

(司会)

それでは、次の方、挙手をお願いいたします。それでは、左のブロックの、もう一度ごめんなさい。手を挙げていただけますか。

はい。

(市民)

中野町の〇〇でございます。いつもお世話になりましてありがとうございます。

区政会議なんかにも参加させていただきまして、区の区役所の皆様方が私たちの生活に、中まで入り込んでいただいて、ご苦労いただいていることはよく理解して感謝しております。

長時間にわたってご説明いただいてありがたいんですが、初歩的な話になってしまいますけれども、このようなレジュメをおつくりいただいて、きちんとご説明いただいたことというのは非常に感謝したいんですが、物事って、大体何事におきまして表と裏があって、明るいところと暗いところがあって、今、ご説明いただいたその朝頂戴しました資料では、よいこと尽くめが書いてあるような形なんですね。ですけども、戦略会議とかその中で、もっと内部的にも、それから外部からもご意見も含めて、デメリットの部分とか、

それは個人的に思うようなデメリットでしかないかもしれませんが、デメリットの部分が、はっきり言えば住民にとって不利益になるような部分というようなものも多分出てくるんじゃないかなと思います。当然、明らかによくなる部分というものもあるでしょうし、それから、デメリットと考えられても、それを工夫することによって消し去っていくことも可能な部分もあるでしょうから、その部分も当然もうこの時点までにご検討もされていると思います。できれば、その陰の部分を、どういうふうな意見とか考えがあって、それが総合区に改正することによって、それ自身は余り大きな問題ではなくなるような解決方法が既に見つかっているんだとか、企画の中に入っているんだとかいうようなこともちょっとお示しいただければありがたいと思うんです。いいことばかり聞けば、なるほど、なるほどと思ってしまうんですけども、そればかりでは多分ないと思いますし。

それから、例えば、その中で、ちょっと長くなって申し訳ないですけども、例えば、ワンストップサービスというのは住民にとって一番ありがたいことです。ただ、局が各総合区役所に機能がおりてくる、分散されておりてくるということは、ある意味では、局という一つの分で大阪市の全体を見ていたということで、その部分だけでワンストップサービスになっているかもしれませんが、局が分散されて各総合区役所においてくると、先程2,200人ぐらい減って、局から総合区役所に分散されるようになってましたかね。これが、機能が分散されてしまったら、同じ機能を保つために各総合区役所の中で局が持っていた機能を保つためには、ひょっとしたら人間増えざるを得んかもしれんというのもあるんじゃないかなと思うんです。単純に感覚的な話ですけども。そういうものも単純に、数が、この部分を減らしゃいいというだけじゃなくて、当然しっかりとご検討もいただいていると思うんですけども、その機能がきちんと総合区役所へおりてきた時に機能するんか、本当に機能するんかとか、その人数でですね。そういうことも含めて、やっぱりきちんともうちょっと住民も分かりやすくお示しいただけたらなというふうに思います。

（手向副首都推進局長）

丁寧なご意見、ありがとうございました。

まず、今回、この総合区素案でめざすところというのは、冒頭説明させていただきましたように、基本的には住民自治の拡充という要素がかなりございます。その住民自治の拡充というのは何かと言えば、住民の皆様身近なサービスは、できるだけやはり皆様に近いところで物事を決めていけるという仕組みをつくるということです。

それは、そしたら今の24区でそのままできないのかという疑問がおありだろうとは思いますが、そこは今の区長さんのもとにそうした仕事をいっぱいおろして、仕事をおろすということは、それをできる体制、考える人間を配置して、お金を渡してしなければ、そこは回りません。今回の総合区では、やはり近いところに権限をおろす。権限をおろす以上、そういったことをしっかりできる、サポートできる体制をつくるということを主眼に置いています。そうしましたら、仰られたように、どうしても今まで中之島1カ所でやっていたのが8カ所という形で増えると、何か非効率になってかえって人増えるんじゃないかというふうなご懸念あると思いますけども、そこは仰る通りそういう要素がございますので、24のままで、やっぱり正直できない。ですから、局から持っていくことによっ

て増える要素と、逆に、やはり今24でやっている中で、集約できるものは集約するという
ことで、八つの総合区役所をつくることによって、今、局が担っている中でできるだけ市
民の皆様に近いところでやった方がよいような業務をおろしていくというような発想に立
っています。

こういう仕組みを導入する以上、やはり最大の問題は、やっぱり合区ということが、や
っぱり皆様の不安の材料になってくるということで、多分デメリットという面では、今の
24区がなくなることによってコミュニティというのがどうなるのかという話、あるいは、
今までであれば、ここであれば都島区役所に来たら全て相談できたり、申請等のサービス
できてたと。こういったものがどうなるかというのが、やはり不安と、合区の場合の不安
の声としてあるというふうに考えております。ここの部分は、やはり対応しなければなら
ないということで、少なくとも、窓口サービスの部分というのは、市民の皆様の利便性を
損なわないように、今回、こういう地域自治区というものの考え方を、これは法律に基づ
く考え方ですけども、こういうのを導入しまして、従来と同様に、この24の地域自治区事
務所の方に来ていただければ同等の窓口サービスはできるように、まずそこは不安を解消
しようとさせていただいたと。また、従来のコミュニティということについても、この
法に基づく地域自治区という枠組みをつくることで、例えば、今後考えていくことになる
訳ですけども、地名なんかの点でも、旧のこういう24という区の名前が一部残るような形
で住所表記とか検討していけないかということも考えていくこととしております。それか
ら、24区の地域自治区単位で地域協議会で皆様のこういうコミュニティの意見というの
もお聞きできる場をつくっていくということで、できるだけこういう制度移行に対して不
安の要素というのを解消するような仕組みの中で、今回総合区素案というのをつくらせて
いただいたと思っておるところでございます。その上で、まだこういう点が不安だという
ところがあるのであれば、ちょっとご質問いただければ、できるだけ今お答えさせていた
だきたいと思います。

(司会)

それでは、次の方、挙手をお願いいたします。じゃ、この右のブロックの、はい。2列
目の、もう一回手、いや、その手前の。はい。

(市民)

私、東京に長く住んでまして、大阪に来てそんなに長い——政治的なことは分からない
んですけども、ただ、不思議に思うのは、きょう、区長さんの顔を初めて拝見して、
お名前も伺いました。東京では、選挙で区長さん選ばれるものですから、区長さんの顔が
よく分かる、政策などもよく説明を受けて投票してきました。そして、区長さんは、権利
と財源持ってらして、区のきめ細かい相談事にも、よく、区会議員とか、町内会とかよく
相談に乗っていただきました。老人関係の問題、子ども関係の問題とか。でも、大阪に來
てちょっと違うなという感覚は、今、持って、まず不思議なことは、区長さんは、何で選
挙民から選ばないのかなという不思議さを感じました。それ、政治的な意見かもしれませ
んけれども、それはそれとして。総合区と、それから特別区、これは何が違うんですかと
思った、説明会をまず区役所が主催して説明を受けたの、私、初めてなものですから、そ

のほかに、いろいろ、区民センター、ここで何度かいろんな会の説明を受けたんですけれども、総合区と特別区というのは、似たような、似てないような、全然分からないようなそういう感じを受けました、きょう改めて。

それで、まず、政治的なことかもしれませんが、私は、区長さんは、やっぱり選挙民から選ばれた区長さんでないと、権限も財源もないのに、ただ上からの指令で、国からとか、都からとか、市から、市長からとかの指令で動いてらっしゃるのには、ちょっと大阪に来て不思議な感じがしました。そのこと言いたかったのです。

(司会)

はい。じゃ、一旦、ちょっと両制度の違いについて、じゃ、ご説明の方をさせていただきます。

(手向副首都推進局長)

東京にお住まいやったということで、特別区というか、東京特別区制度なので、それが日常的に接せられていたということで。東京は特別区と言いましても、基本的に全国の市町村と同様に基礎自治体にほとんど近いものです。ですから、区長さんは、当然選挙民から選ばれますし、区議会議員ということで、選挙で選出された議員と区長のもとで全ての権限、条例も予算も全ての権限を握った区長さんが直接区民の声を聞きながら施策を決定できると。当然、全ての基礎自治体に関する権限ということですので、子どもの話から老人、まちづくり、全ての業務を担っていたと思います。そういうところと、この大阪の区の違いということになりますと、大阪市は通常の市長村と同様ですが、政令指定都市ということで、普通の市町村に加えて、さらに都道府県に近い権限を持った市町村です。人口も270万ということで、かなり規模も大きいものですので、選挙で選ばれた市長が1人で270万地区全てをカバーし切る、あるいは中之島の市役所というのが270万のエリアを全て1カ所で行政をやっていくということは、かなりやっぱり難しいので、行政区というのを政令市の場合は制度として設けることになっております。これは、大阪市だけでなく、横浜市であれ、名古屋市であれ、いわゆる政令市と呼ばれているところは行政区というのをその市域内に設けて、その行政区単位に区長さんを置いて、そこで窓口的なサービスをするという仕組みになっています。ですから、政令指定都市というのは、もともと行政区というのは、あくまでも行政組織の一部で、区長さんも、今は公募で選ばれていますけれども、もともとは行政職員がそのままついて出向するという形のものです。選挙で選ばれるのは、もう市長と議員さんだけという状況で、そこはもう自治制度の違いというしかないんです。

今回、その政令指定都市というのは、冒頭申しましたようにちょっといろいろ住民自治の拡充を図っていくとか、あるいは二重行政という点、解消を進めていくというところで課題があるので、今の法律のもとで取り得る選択肢として、この政令指定都市制度を生かしたままであれば、今の行政区長の権限をさらに強化して、総合区長と。総合区長となったら特別職になりますので、今よりも市長に次ぐ副市長と同様の、特別職ってかなり上のポストになりますので、そのポストをつくって権限を持ってもらって仕事をしてもらおうということで、住民の皆様にもふさわしいサービスを考えていただくというやり方と、もう1

点は、もういわゆる東京方式ということで、全くの基礎自治体を、大阪市を廃止して複数の特別区をつくって、そこでは選挙で選ばれた区長と区議会議員のもとで行政を行っていくという仕組み、この二つの制度を、今、私どもの方で考えているところでございまして、そこは市長の方針といたしましては、最終的にこの二つの制度案をベストなものをつくって、住民の皆様を選んでいただけるように取り組んでいこうとしておりますので、今現在の取り組みはそういうことになっているということでご理解いただければと思います。

(司会)

それでは、次の方、挙手をお願い……。それでは、真ん中の列の後ろから4の、はい、帽子を被った方。

(市民)

私、城東区の蒲生で生まれまして、今69年目なんですわ。

説明会ですけど、都構想の時も何回も行ってね、死に物狂いでやってはりましたけどね、駄目だったんですけどね。今、大阪、びっくりするぐらいようになってるんですわ。僕らの小さい時は大阪最高でね、最低まで行ってね、ずっと大阪見て回ったらナンバーワンがいっぱいなんです。簡単なこと言いましたら、大阪城の来場者、去年からナンバーワンなんですわ。こういうことを、本当に皆さん分かってないんですけど、簡単なこと言いまして、私の場合、今、城東区なんですわ。この間まで都島区で事業やってましてね、今遊んでるんですけど。もし城東区と鶴見区と東成区が3区ひつついたら、経費が少なくなり、区民がどれだけサービスがよくなり、今までよりよくなっていることを指数出してくれたらええんですわ。こんな難しいことをごちゃごちゃ言わんとね。誰も分からない、今言うてること。簡単に書いて、3区がひつついたらどんだけようになって、住民のサービスがよくなって、ようなるんやったらみんな賛成入れますやんか。だけど、今、都構想がもし行われとったら、もっと大阪ようになってますよ。ワーストがナンバーワンいっぱいですやんか、今。大阪城行かはりましたか。どないなってます。びっくりしますよ。西成行かはりましたか。びっくりしますよ。ユニバーサルジャパン、あつというもすごいことなってますやんか。きのうも、電車乗ろう思うたら満員ですやんか。だから、こういうことをやったらよくなるいう指数を出してくださいよ。だから、私は城東区です。鶴見区と東成、3区が一緒になったらどうなるか。それを言っていたら簡単です。そこでぐじゃぐじゃ、ぐじゃぐじゃ言うても何も分からへんから。1回出してください。ここに書いといてもうたらいいいんですよ。どことどこがひつついたらこんだけよくなるいうの。

ほんで、言うときますけれどもね、今、堺が最悪なんですよ。転出増えて転入少ない。水道代高い。生活保護者は大阪と一緒にすわ、前のね。堺行ったらどうってというような状態になってまんねん。

(司会)

すみません。今、ちょっと、はい。

(市民)

よろしくお願いします。

(司会)

それはご意見として、はい。承らせていただきます。

すみません。それでは、ご質問のある方、挙手の方お願いします。

(手向副首都推進局長)

今、お答えせんでいいのかな。

(市民)

答えてください。

(手向副首都推進局長)

今、大阪城の状況など、もちろん承知しております。今、大阪は、冒頭申しました、長期的には大阪経済というのは日本全体の中でかなり低落傾向にあると。そういう中でも、ここしばらくの間はインバウンドの好調ということで訪日外国人、その中でも特に大阪に来られる方というのは非常に多いものがあります。こういうことに対する取り組みというのは、今の吉村市長と松井知事のもとでかなりそういうインバウンド対策等をとっております。その大阪城一つにしにしても、従来の行政的な管理だけを行うのではなく、そのパークマネジメントということでもう少し民間の知恵を生かして、より集客魅力を高めるような取り組みをしていると。そういうこともあって、かなり大阪城を訪れる方が多くなっている。また、西成にしても、西成特区構想を進めるということで、今現在の大阪市、あるいは大阪府でできる取り組みというのを進めて、改善するところは改善しているという状況でございます。これは、制度が変わろうと変わらまいと、それぞれのもとでやっていくということでももちろん必要な話でございます。

それから、そういう状況ですが、最初申しましたように、大阪経済はいずれにしても日本の中では、どちらかと言えば低落傾向にあるし、人口減少社会がこれから到来して、より効率的、効果的な取り組みをしていかなければならないという状況は変わっておりません。そういう中で、この基礎自治の充実ということを先程も申し上げさせていただきましたけども、例えば城東区の周辺で合区することによって具体的にどう変わるのかということでございますが、そこは、そのエリアを所管する総合区長さんに権限を強化して、今、中之島一極でやっている部分をお渡しするという形になりますので、当然、そこで区民の皆様の声聞きながら、区にとってふさわしい内容というのが何なのかということ、これから施策展開していくことになります。今の段階ではまだでき上がっていない状態で、直ちにこういう、これが変わりますと申し上げることはできませんが、先程この仕組みを変えることで、区民の皆様の声聞いて実施できる区長さんの権限というのが拡大される、こういうもとで住民の皆様にとってよいサービスというのが提供できるようになるというふうに考えております。具体的な内容はお答えできていませんが……

(市民)

シミュレーションだけでも出さないとね、進みませんよ。

(司会)

申し訳ございません。マイクを持たずのご発言はお控えください。

すみません。それでは、ご質問のある方、挙手の方お願いいたします。それでは、こちら、左のブロックの一番後ろの列かな。もう一度。はい、今、手挙げておられる方。

(市民)

きょうの説明会をお伺いして、全く分かりません。一番私が思っているのは、いわゆる組織を変えて何が良くなるのかということがさっぱり分からないということですわ。今のままの組織で私は十分満足しています。私は、住吉区から10年近く前にこちらに来ましたけれども、一番残念だったのは図書館の差です。それは予算の関係で改築順番あると思いますが、同じ納税してこの差は何だということです。

特に、9ページの現在の区から合区の方にいくところで、下の方の窓口サービスにかかわる部分ですね。この内容も私よく分からないんですけれども、一番心配なのは、今まで区役所でできていたことが、北区まで行かなければならないという不便さの不安が一番大きいです。ですから、全体的な感想としては、63億円は全くの無駄遣いだと思います。その予算は、もっと福祉や今の図書館の改築に使っていただきたいと思います。

以上です。

(司会)

ご意見ということで承ります。

それでは、引き続きご質問のある方。こちら、右のブロックの、はい。

(市民)

きょうは、丁寧なご説明をいただきましてありがとうございます。

今の方も仰られたように、ちょっと理解を深められた方がどこまでいらっしゃるのかなという疑問もございますが。きょう、ここへ来るまでに区役所のところで子どもたちがごみ拾いというか、お掃除をしてくださってました。ああ、これからこの町を担っていくこの子たちというふうには私は見たんです。住民サービスという言葉がよく出てまいります、これを受けるのは生活者だと思うんですね。この制度が確立され、運用され、あ、いいね、大阪の第2区（仮称）はね、いいねと言われるまでには10年とか20年とかかかった時に、きょう、区役所の周りでお掃除をしてくださっていた子どもたちがこの社会を担っている時代、時系列的にはいく訳ですね。

今、この資料に2区の特徴というところでは、梅田とか、ターミナルとかそういったことばかりが記載されており、第4区、城東区、鶴見区、東成区では人材育成・住居等のことに加えて、ここのところになぜか京橋地区等のなんてことまで書かれておると。じゃ、区割りとしてどうなんだろうという疑問があるのと、北区、現状の。北区、あと都島区、旭区。商業地域としての北区というのは、もう確立されております。都島区、旭区というのは、まだまだ生活者がいっぱいいる生活圏。この色合いの違う区が一つにな

った時に、この第2区（仮称）はね、住民サービスとして今までどおりやりますよと言われても、ここに書かれているような「うめきた」、ターミナル、中之島エリアの文化芸術というところに視線を置かれている中で、じゃ、第2区（仮称）へ、もう都島区へ引っ越そうぜという人が増えるのかどうか。また逆に、もうこの区あかんわと。じゃ、もうみんなで鶴見区は空気もいいし、あっちへ行こうぜというようなことで転出をされたりということが起こった時に、住民サービスをしようと役所の仕組みを取りかえても、そこに人がいなくなっちゃうという危惧はないんでしょうか。

そんなところで、ちょっと支離滅裂な話で恐縮ですが、について（音声データママ）お答えいただき。もちろん、これ、素案という段階ですので、いや、これから考えてる話でんがなということかも分かりませんが、お考えのところをお聞かせください。

（司会）

はい、ありがとうございます。

（手向副首都推進局長）

地域の特徴という部分は、今回区される第2区であれば第2区のエリアで実際特徴的なものはどういうものがあるかということで書かれているものですが、商業的な話であるとか開発的な話というのは、今回、総合区の業務にしてるというのは、先程、何回も繰り返になりますけど、住民の皆様にも身近な業務というのを総合区長の権限にする。ただ、一方で、大阪市長というのはそのままの訳なので、大阪市長のもとにある中之島では大阪全域全体の観点でやるような経済政策などは、引き続き局の業務として行われるものでございます。ですから、この2区にかかわらず、特徴の中でそういう産業的な特徴とかいうのは、実際、そういう政策をとるのは、これは全市的な観点から引き続き中之島の方で担うことが多くて、実際、この今回の総合区の役割としては、よりやっぱり市民の皆様にも近いということで、例示にもございましたけども、子育ての話でありますとか、高齢者へのサービスのあり方、あるいは地域内にある施設管理、これをどう皆様の声にお答えして対応していくか。道路、公園もそうですけども、そういうところに重点を置いて総合区長が取り組んでいくという、こういう役割分担体制のもとでやっていくことになります。

ちょっと説明の方が、今回総合区を中心に説明しているということで、どうしても大阪市役所本体の役割というのは、余り詳しく説明しておりませんが、ちょっとそういう役割分担の中で、今までの行政区を総合区としてより権限を大きくして声に応えていきたいという思いで資料をつくらせていただきました。ちょっと答えにもなっていないか分かりませんが、少し説明させていただきます。

（司会）

それでは、次の方、挙手をお願いいたします。じゃ、はい、真ん中のブロックの2人の方。

（市民）

丁寧な説明ありがとうございます。

総合区ができましたと。その後なんですけど、また合区したいとか、分けたいとか、それとか周辺の自治体を合併したいとかと言いつつ出した時には、どのような手続で進めていけるのかなというのをちょっと教えてください。

（手向副首都推進局長）

すみません。合区、今回、総合区、24区を8区にするというのは、これは市の条例で行う話でございます。したがって、仮に8区をまた違う数によしんば変える必要、あるいはそういう声が高まったという状況であれば、それはその際に再び行政の方で区割り案というのをつくって、議会の声を聞いて、最終的には議会の議決があれば、手続的にはできる話にはなります。

それと、周辺との合併の話というのは、合併というのは、大阪市と周辺、例えば守口、門真、東大阪、このあたりとくつつくのか、くつつかないのかという話なので、今回の行政区、あるいは総合区という話とは全く別の話になります。合併するとか、別途やっております特別区つくるとかいう話であれば、特別区であれば住民投票というのが絶対要件になりますし、合併であれば、合併をする当事者の各市町村のまた議会の同意とかを得ながら、議決とかを得ながら進めるということになりますので、ちょっと今回の総合区の行政区割りの話とは、合併はまた切り離れた話というふうにご理解いただけたらと思います。

（司会）

それでは引き続き、ご質問のある方、挙手をお願いいたします。それでは、左のブロックの、はい、今手挙げておられる。はい、今振り返った方。

（市民）

説明ありがとうございます。

手元資料なんですけれども、18ページのところでは、人員については増減はないということになっておりまして、そのまま21ページのところを見ると、ランニングコストが約9,000万円、年間かかるとなっているんですけれども、では、20ページのところの現在の24区の予算を合算しますと241億円となっております。総合区に移行した途端になぜ284億円と約43億円増えた状態で計上されておるのかというのが若干分からないので教えていただきたいです。

あともう一つなんですけれども、現在、お二つ示してもらっている中で選ばないという選択肢は、市民は選ばないんでしょうか。その2点についてお願いいたします。

（事務局）

予算のところと人員が増やさないというところとコストの関係と整合性のことで、整合はとれているのかというふうなことでございますけども、まず、予算のところについて、これ、表記しておりますのはごく一部分だけを取り出しておりますので、市の全体の予算としてはこれ以上にいろいろあるんですけれども、区にかかわっての部分だけの予算を見ますとこうなっているということです。大阪市全体の予算がこれだけ増えるということではございません。ただ、職員のところの部分につきましては、現在1万6,400人が総合

区に二千何百人人を持っていったとしても、それぞれ効率化ですとかそういうことによって全体の職員数は増やさないということの説明となっております。

あと、ランニングコストのところでは9,000万増えているというところがございますけども、これはどうしても総合区ということになりますと、いわゆる仕事、職員の方が、事務の方といろいろ仕事する際にはシステムを使っております、そのシステムを改修しますと、年間のそのシステムの維持費がこれだけ増えてくるというところがございますので、人件費とか予算とかというところとは直接関係ない話でこれだけ年間増えてくるということでの数字というふうになっております。

（手向副首都推進局長）

2点目の現状、24区制度のままという選択肢はないのかということについてお答えさせていただきます。

冒頭で大都市制度改革の必要性ということを説明させていただきました。今、吉村市長の方針のもとでは、やはり今の大阪市が抱える課題、これはこの24区体制のままではよい方向に解決していけない、やはり制度改革をした方が、その住民自治の拡充、あるいは二重行政の解消、大阪の成長ということにつながっていく。ひいては住民の皆様のサービス充実につながっていくという考え方でございますので、今の制度で可能なこの総合区制度、あるいは特別区制度、どちらかの制度を実現したいというのが吉村市長の考え方でございます。

ただ、これを進めていくためには、当然議会での議決、あるいは特別区であれば最終的に住民投票ということも必要でございますので、今申しましたのは、市長のものの考え方として、この二つの制度のどちらかを実現していこうという考え方のもとで、今、市の方では施策を進めているということでございます。

（司会）

それでは、次の方、挙手をお願いいたします。それでは、真ん中のブロックの一番後ろの方。ちょっとそのまま手を挙げててください。すみません。

（市民）

片町に住む〇〇です。

きょうは、総合区案の説明ではあるんですけども、表紙に、将来はいずれの制度を選択するのか、特別区と、という質問があったり、5ページの方に特別区の説明が少しありました。この、私にすれば、総合区というのは、制度というよりも組織の編成がえという印象なんです。ただ、特別区に関しては、これは制度を変えるというふうに印象します。つまり、今比較して選ばそうと、選ばうとしているのが、その質が全然違うんです。それはもうお分かりになっていると思います。例えば、具体的に言えば、今、お昼ご飯ですから言いますけども、総合区の場合は、今まで丼で食べてたのを小さな茶わんで2杯に分けて食べようかぐらいの検討なんです。この通りやられたら効果あるんだったら2杯に分けた方がいいと思われたらやっただいいと思います。ところが、特別区の方は、きょうのお昼ご飯中華料理にするか、洋食にするかというような選ぶなんですわ。つまり、きょう、中

華料理にするのか、今まで食べてたご飯を2膳にするのかというのを選びなさいという全然違う内容を選ばそうとしているんです。その矛盾を気づいておられると思います。それはどう考えておられますかという質問です。

以上。

(手向副首都推進局長)

仰られる通り、特別区制度というのは、この大阪市を廃止して複数の新しい自治体をつくるということ。一方の総合区制度というのは、今の大阪市の仕組みの中で、先程来申し上げました行政区というのを総合区という、少し、より大きな単位にして行政を行うという形、ま、言えば、今の制度内での改正という点は仰る通りです。ただ、今の大都市制度、今の大阪市の政令市制度のもとで制度改革する場合の方法としては、この二つが国の法律上で対応可能な制度ということになっています。もちろん、抜本的に大阪市を廃止して特別区を設置するという改める制度を選択するのか、今の政令市制度のもとで総合区制度を選んでいくのかというのは、確かに違う制度の話ですけども、このそれぞれのとる方向につきまして、考え方、やはり二つの考え方、議会でもございます。二つの制度を私どもとしては両方ともベストな案をつくった上で、きちっと説明させていただいた上で、どちらを選ぶのがやっぱり市民の皆様にとっていいのかということについて、最終的には市民の皆様自身にご判断いただけるように取り組んでいこうというのが、今の市長、知事のもとの取り組みということです。制度的には、大阪市のもとで行う改革と大阪市そのものを改めて新しい自治体をつくるということで違うのはその通りですが、制度改革としてはこの二つの中で進めていくということにしております。

(司会)

それでは、引き続きご質問のある方、挙手をお願いいたします。じゃ、右のブロックの赤い服を着た。もう一度、手を挙げていて。はい。

(市民)

どうもお疲れさまでございます。

今のお話、この総合区というのは3年ぐらい前に政府が勝手にその自治体が決めてもよいということでできたんですけれども、19の政令市の中、どこもやったことないんですわ。いい制度だったらすぐ飛びついてやると思うんですけれども、いまだにやるところがない。そして、きょうのご説明も、詳しく聞かせてもらったんですけれども、住民にとって一体何が、これが得になることなのか、そういう疑問を持たざるを得ませんでした。そして、これを思い切ってやることになったらどういうことになるのか。私たちが、この都島区という本当に皆さんの結びつきやコミュニケーションやいろんなことを紡いできました。このことが、もう八つの行政区にしてしまうということになれば、大きな住民の意識にも変化が生まれてきて、本当に耐えがたい気持ちになるのではないかなというふうに思います。

それから、今、先程図書館の問題も言われておりました。どこのこの周辺の図書館へ行っても、大変立派な図書館になっております。ところが、この都島の図書館、お帰りに見てください。どんだけみずばらしい図書館なのか。これで子どもたちが育てるのかどうか。

やっぱりそういうところにお金をつぎ込んでいただきたい。区長権限も持たせていただきたい。そして大阪市の市民のサービスも、もっとそれ、やるのであれば、総合区やるのであれば、そういうものに力を持たせていただきたい。そして、住民が安心して暮らせる、ここを脱出しないでいい大阪市をつくっていただきたいと思います。総合区の後に来るのは特別区。もう２年前に、これは住民が住民投票で決着のついている問題であります。二度と再びこういう問題は出さないでほしいと思います。

(司会)

ご意見として承ります。

それでは、引き続きご質問のある方、挙手の方お願いいたします。

真ん中のブロックの５列目の方。

(市民)

都島区に居住いたしております。

このたびの総合区につきましては、私は、個人的には大阪市の存続というものを前提にしていることではないかなというふうに考えております。

ただ、ちょっとこの資料を見せていただきまして、この都島区を含む第２区と、それからこの中央区を含む第４区でしたかね。この昼間人口ですね。この昼間人口が、中央区を含む第４区やったかな。

(司会)

第５区ですね。

(市民)

ところと、それからこの北区を含むこの第２区ですね。これは、もうずば抜けて昼間人口が多い訳ですね。昼間人口が多い。中央区を含むのは２点何倍で、ここも１．８倍ですか。２倍前後の状況になっておりまして、やっぱりほかの区に比べますと、際立ってこの昼間人口が多くて、それに伴う事務も特別なものがあるんじゃないかなというふうに思っております。

そういう訳で、この昼間人口を含むこの二つの新しい総合区については、その辺についてどういうふうにお考えを持っておられるのかということを、参考までに聞かせていただきたいと思います、こういうふうに思います。よろしくお願いいたします。

(司会)

少々お待ちください。

(手向副首都推進局長)

すみません。確かに、今の現在の北区と中央区には、昼間人口、かなり集まっているというのはその通りです。昼間人口が集まることによって、この行政需要が増大する部分というのは一体何かと言いますと、その部分での交通対策でありますとか、ごみは通常産廃

ごみになると思いますので業者対応になるのかなという気はしますが、確かに昼間混雑することによる需要というのは一定あるとは思いますが、基本的に総合区が担う直接の住民の皆様へのサービスというのは、やはり夜間人口というんですかね、定住されている方を対象にしました福祉、子育て、そういうサービスが中心だと思っております。それ以外、ちょっと例示でありました放置自転車のような混雑部ではより確かに周辺の区に比べていろいろ業務、ボリュームが多いという部分もありますけども、独立の自治体ではありませんので、大阪市全体で予算権という、先程予算編成とかは市長が握った状況になりますので、やはり行政需要の発生しているところには、やっぱり行政需要の発生している状況に応じた必要な予算ということになると思っております。ちょっと具体的に、端的に今お答えできなかったんですけども、今回総合区を導入したからといって、何かそういう昼間人口の多いところに何か不利となるような事態というのは、全くないというふうに考えております。ちょっと答え明確ではありませんでした。すみません。

すみません。ちょっとこの程度で。

(司会)

すみません。それでは、申し訳ありませんが、時間の方が迫ってまいりましたので、あとお一人のご質問で最後にさせていただきたいと思っておりますので、挙手をお願いいたします。じゃ、左のブロックの、今、帽子を被っておられる方ですか。

(市民)

ありがとうございます。

きょうの総合区の説明を聞いて、ちょっと18ページの職員数の件について先程もお伺いした方がありましたけれども。もともとの人数の、今現在の人数は1万6,400人。総合区になっても1万6,400人という、僕としたら、この話を聞きに来る前には、この総合区になるということは、職員数も若干マイナスになるのかなと思って期待を持っておったんですわ。そして同じ人数の、配置は変わってますけどもね。

そして、私の聞きたいことは、他府県の人口に対する職員数はどれぐらいの人数でやっておられるんかということを調べた結果でこういうこと出てるんか、それを教えていただきたいと思います。

そして、もう1点は全然違うことですが、せっかく手話通話をされているんですけども、ここに何人かおられるかどうか知りませんが、もっと舞台の上でやってもろたら、その手の動きはちゃんと見れると思うんですけども、その点は一箇も考慮しなかったんはおかしいなと思っております。

(事務局)

すみません。最初の職員数のところのご質問でございますけども、政令市、大阪市のほかに横浜、名古屋、京都、神戸市ということで、割と人口規模の多いところの政令市で、これ、人口1万人当たりの職員数で比較しますと、一番、今、大阪市の横浜に次いで2番目に少ないということで、一番少ないのが横浜の39.9人、大阪市の49.1人、その後に神戸であったり、京都であったり、名古屋市であったりということで、この政令市の中ではそ

ういうふうな位置づけになっております。

それと、職員数が減らないということについてということですが、この総合区の検討のところは、要は人を減らすというところを目的としたものではございませんので、住民サービスをいかに、今、局でやっている仕事を皆さんに近いところで仕事を持ってくる。そのために、必要な人材を局から区へ持ってくるということで、今の職員数を増やさない中で、身近なところで住民サービスが充実していくことを検討していきたいというところの考え方の中で検討しておりますので、そういったことでご理解の程、よろしくお願いいたします。

（司会）

すみません。あと、最後に、ちょっと手話の位置についてということでご意見の方いただきまして。実は、手話を必要とされる方のお席は、すぐ、手話通訳者の前のところに一応ちょっと準備の方はさせていただいているところなんです、確かに会場の後ろの方に座られる方とかもおられる可能性もございますので、また、今後位置についてはちょっと検討の方させていただきたいと考えております。

すみません。それでは時間に限りがございますので、申し訳ございませんが質問につきましては以上とさせていただきます。

それでは、説明会終了に当たりまして、お願いとお知らせを申し上げます。

本説明会は、他の会場の説明会もインターネット中継、録画配信を行っております。もう一度説明を聞きたい、ほかの会場のご質問を聞きたいという方はぜひご利用ください。なお、お配りいたしましたアンケート・質問用紙は、会場出口付近で回収いたしますのでよろしくお願いいたします。いただきましたご質問につきましては、後日集約し、ホームページで回答する予定です。

なお、本日利用いたしましたこちら、この説明資料につきましては、また受付の方に置いておりますので、ご近所で何か説明に使われるなどご入り用の方につきましては、ぜひまたお持ち帰りください。

それでは、本日はこれもちまして説明会を終了いたします。どうもありがとうございました。（拍手）

それでは、お忘れ物のないように、座席の周りをご確認の上、お気をつけてお帰りください。